

農業用ドローン操縦者育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業用ドローンの導入による農作業の省力化・効率化及びスマート農業の促進を図ることを目的として、農業用ドローンの操縦に必要な知識及び技能の習得（講習受講）にかかる経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、農業用ドローン操縦者育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(事業実施計画書の提出)

第3 補助金の交付を申請しようとする事業実施主体は、あらかじめ別記様式第1号の事業実施計画書を知事に提出するものとし、その提出期限は知事が別に定める。

(事業の採択)

第4 知事は、第3の事業実施計画書の提出があったときは、その内容の審査を行い、補助金を交付する事業を採択し、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、必要に応じ、前項の通知に条件を付することができる。

(交付の申請)

第5 第4第1項の通知を受けた事業実施主体は、知事が別に定める日までに、別記様式第2号の補助金交付申請書により規則第3条第1項に規定する交付の申請を行うものとする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を申請することができないものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合

(2) 県税に滞納や未納がある場合

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記して、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記して、別記様式第4号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、交付の決定に当たっては、第5第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業の着手)

第7 事業の着手は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記して、別記様式第5号により、補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。この場合、事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は、自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業遂行状況報告)

第8 規則第10条の報告は、別記様式第6号によるものとし、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第7号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度のうち、補助事業が完了した日から1か月

を経過した日又は3月5日の早い期日までに、知事に提出するものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか
な場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

ただし、知事は補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定に
より概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8
号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確
定した場合には、その金額を別記様式第9号により速やかに知事に報告しなければなら
ない。

- 2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額
又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿及び書類の備え付け等)

第12 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ
当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して
5年間整備保存しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、
別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月18日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、
当該補助金にも適用するものとする。

別表 交付対象となる事業及び経費並びに補助率等

事業名	農業用ドローン操縦者育成支援事業
事業実施主体	次のすべての要件を満たすもの。 1 農業用として産業用マルチローター（ドローン）を利用する県内の認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者又は集落営農組織。原則1経営体当たり3人までとするが、申請が多数となり予算超過が見込まれる場合は、1経営体当たりの補助対象人数を制限する場合がある。 2 「みやぎスマート農業推進ネットワーク」の会員であること、又は採択時に会員になること。 3 県RTKシステムの契約者であること、又は採択後から補助金の交付決定のあった年度の2月20日までに県RTKシステムの利用申込みを行うこと。
補助対象経費	国土交通省ホームページ内の「登録講習機関一覧」に掲載されている団体が行う学科講習及び実地講習を受講するために必要な経費であって、講習団体に対して直接支払ったもの。
補助率	事業費の1／3以内
補助上限	1経営体当たりの補助上限は300千円とし、このうち講習受講者1人当たりの補助上限は100千円とする。また、千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。
重要な変更	1 事業実施主体の変更 2 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増減